

Tax News Flash

#06/2023

国外源泉所得をタイに持ち込んだタイ居住者の個人所得に対する納税義務について

2023年9月15日、歳入局は、タイ国外より持ち込んだ国外源泉所得を有するタイ居住者に対する個人所得税に関する、歳入局通達 No. Paw. 161/2566 を公布しました。詳細は以下の通りです。

歳入局通達 No. Paw. 161/2566

歳入法典 第41条第2項に基づく個人所得の課税

歳入法典 第41条第2項に定める、タイ国外における職務や事業活動による所得または国外資産より歳入法典 第40条に基づく課税所得を有するタイ居住者に対し、歳入局職員が調査・助言する際の実務指針として、歳入局は以下の通達を発行しました。

第1項：歳入法典 第41条第3項に規定するタイ居住者が、歳入法典 第41条第2項に基づきタイ国外で行われる職務もしくは事業活動による所得、または資産による所得を有する場合、当該国外源泉所得をいずれの課税年度においてタイに持ち込んだ場合においても、当該所得を歳入法典 第48条に基づき個人所得税の所得計算に含める必要があります。

第2項：本通達に反するまたは矛盾する規則、規制、指示、タックスルーリング、その他実務慣行は廃止されるものとします。

第3項：本通達は、2024年1月1日以降に国外からタイに持ち込まれる所得に対して適用されます。

2023年9月15日付の通達

Lavaron Sangsnit

歳入局長

PwC の見解

- タイ居住者とは、課税年度を通じてタイに1回または複数回居住する期間が180日以上となる個人を意味します。
- 本通達により、2023年1月1日以降にタイ居住者が国外で得た所得は、2023年内もしくはそれ以降にタイに持ち込むか否かに関わらず、タイの個人所得税の課税対象となることが推測されます。
- 2023年より前に生じた所得は、2023年末日までにタイに持ち込まれた場合、既存の税務ルールに従い、課税対象とならない可能性があります。
- 外国税額控除については、特に納税者が所得を得た年度とは異なる年にタイに所得が持ち込まれた場合、納税者が税額控除を請求できる年度の決定については明確ではありません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。